

第1回「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会

日 時 平成15年4月23日(水) 10:00～
場 所 虎ノ門パストラル新館5階 ミモザの間

議 事 次 第

議 事

1. 「健康食品」を取り巻く現状
2. 検討会の進め方

資 料

1. 「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会開催要領
2. 健康食品を取り巻く現状
3. 検討会の今後のスケジュール
4. 「健康食品」に係る制度のあり方に関するヒアリングの希望団体及び意見の公募について(案)

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会開催要領

厚生労働省健康局
医薬局
食品保健部

第1 趣旨

国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬局長（食品保健部長）の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 検討課題

- 1 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。

「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方

- 2 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

- 3 1及び2を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

第3 検討会の進め方及びメンバーの構成

- 1 検討課題が多岐にわたることから、まず、現状・実態を踏まえた論点整理を行うため、学識経験者のみにより構成される検討会において、関係者からヒアリングを行い、8月を目途に論点整理を行う。（メンバーは別紙）
- 2 1の論点整理を踏まえ、検討会のメンバーに関係者を加え、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討し、本年中に提言を取りまとめる。

第4 座長

- 1 検討会に座長を置き、メンバーの互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。

- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第5 検討会の運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、原則として、公開にて行う。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等により公開する。
 - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、メンバーの了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等により公開する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

第6 その他

検討会の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室及び医薬局監視指導・麻薬対策課の協力を得て、医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室が行う。

(別紙)

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会メンバー名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職
木 村 豊 彦	東京都健康局参事
合 田 幸 広	国立医薬品食品衛生研究所生薬部長
田 中 平 三	(独) 国立健康・栄養研究所理事長
橋 詰 直 孝	東邦大学医学部教授
松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
南 砂	読売新聞社編集局解説部次長